全建事発第　　97号
平成22年2月16日

各都道府県建設業協会会長殿

社団法人 全国建設業協会
会長　浅沼　健一
〔　公　印　省　略　〕

特定建設資材に係る分別解体等に関する省令及び
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則の一部改正について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、一昨年度より国土交通省社会資本整備審議会環境部会建設リサイクル推進施策検討小委員会及び環境省中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会建設リサイクル専門委員会において建設リサイクル制度の施行状況の評価・検討が行われ、昨年度には議論の成果が取りまとめられております。

このたび、当報告を受けて、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令の一部を改正する省令、及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令が公布され、本年4月1日より施行される旨、国土交通省より周知依頼がございました。

つきましては、貴会におかれましても、所属会員各位に周知いただきますようお願い申し上げます。

以上

国総建第２３２号
平成２２年２月９日

（社）全国建設業協会会長　殿

国土交通省総合政策局建設業課長

特定建設資材に係る分別解体等に関する省令及び
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則の一部改正について

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）附則第４条では、「施行後５年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とされている。

これを受けて、平成 19 年 11 月より社会資本整備審議会環境部会建設リサイクル推進施策検討小委員会及び中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会建設リサイクル専門委員会において、建設リサイクル制度の施行状況の評価・検討が行われ、平成 20 年 12 月に議論の成果がとりまとめられたところである。

今般、同とりまとめにおいて、「対象建設工事の事前届出における内容の充実及び効率化等の検討・実施」等に取り組むべきと指摘されたことを踏まえ、本年２月９日付けで、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令の一部を改正する省令（平成 22 年２月９日国土交通省令第３号）及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 22 年２月９日国土交通省・環境省令第１号）が公布され、平成 22 年４月１日より施行される。

ついては、貴団体におかれては法令の遵守に遺漏なきを期するよう、下記の点について貴団体傘下事業者への周知徹底方お願いする。

記

1．特定建設資材に係る分別解体等に関する省令の改正について

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 10 条に基づき、対象建設工事の発注者又は自主施工者は、工事に着手する日の７日前までに、一定の事項を都道府県知事に届け出なければならないこととされている。

今般、届出者の負担の軽減、行政実務の効率化等の観点から、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令別記様式第一号及び第二号の届出書の様式が改められ、平成 22 年４月１日以降は、改正後の様式により届出を行うことが必要とされた。ただし、平成 22 年３月 31 日以前に届け出た事項に変更があった場合には、改正前の様式により変更の届出を行うことが必要である。

2．建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則の改正について

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第９条に基づき、分別解体等は、特定建設資材廃棄物をその種類ごとに分別することを確保するための適切な施工方法に関する基準に従い行わなければならないこととされている。

今般、特定建設資材の一つである木材の適切な分別を確保するため、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則第２条に規定する「分別解体等に係る施工方法に関する基準」が改められた。

これにより、建築物に係る解体工事では、内装材の取り外しを行う工程において、木材の取り外しに先立ち、当該木材と一体となった石膏ボード等の建設資材をあらかじめ取り外すことが必要とされた。ただし、あらかじめ取り外すことが必要な建設資材は、その後の木材の分別の支障となるものに限られる。また、建築物の構造上その他解体工事の施工の技術上これにより難い場合は、この順序によることを要さない。

改正後の施工方法に関する基準は、平成 22 年４月１日以降に着手する建設工事について適用される。

特定建設資材に係る分別解体等に関する省令及び
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則の一部改正について

平成２２年２月
国土交通省総合政策局建設業課
環境省廃棄物・ﾘｻｲｸﾙ対策部産業廃棄物課

１．背景

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成１２年法律第１０４号）附則第４条では、「施行後５年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とされている。

これを受けて、平成１９年１１月より社会資本整備審議会環境部会建設リサイクル推進施策検討小委員会及び中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会建設リサイクル専門委員会において、建設リサイクル制度の施行状況の評価・検討が行われ、平成２０年１２月に議論の成果がとりまとめられたところである。

今般、同とりまとめにおいて、「対象建設工事の事前届出における内容の充実及び効率化等の検討・実施」等に取り組むべきと指摘されたことを踏まえ、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成１４年国土交通省令第１７号）、及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則（平成１４年国土交通省・環境省令第１号）を改正し、所要の措置を講じる。

２．概要

（１）特定建設資材に係る分別解体等に関する省令の一部改正

別記様式第一号及び第二号の届出書について、届出者の負担の軽減、行政実務の効率化等の観点から、様式の見直しを行う。

・記載欄の一部をチェックボックス式に変更
・記載欄（届出者の転居後の連絡先、工事完了の時期等）を追加

（２）建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則の一部改正

第２条第３項に規定する建築物に係る解体工事の工程について、内装材に木材が含まれている場合には、当該木材を適切に分別するため、あらかじめ分別に支障となる木材と一体となった石膏ボード等の建設資材を取り外した上で当該木材を取り外すよう順序を明確化する。

３．スケジュール

公布　：　平成２２年２月９日
施行　：　平成２２年４月１日

（以　　上）

○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則（平成十四年国土交通省・環境省令第一号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（分別解体等に係る施工方法に関する基準） 第二条　（略） 2　前項第二号の分別解体等の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一～三　（略） 四　解体工事である場合においては、工事の工程の順序並びに当該工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法並びに当該順序が次項本文、第四項本文及び第五項本文に規定する順序により難い場合にあってはその理由 五～八　（略） 3　建築物に係る解体工事の工程は、次に掲げる順序に従わなければならない。ただし、建築物の構造上その他解体工事の施工の技術上これにより難い場合は、この限りでない。 一　建築設備、内装材その他の建築物の部分（屋根ふき材、外装材及び構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一条第三号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）を除く。）の取り外し 二　屋根ふき材の取り外し 三　外装材並びに構造耐力上主要な部分のうち基礎及び基礎ぐいを除いたものの取り壊し 四　基礎及び基礎ぐいの取り壊し 4　前項第一号の工程において内装材に木材が含まれる場合には、木材と一体となった石膏ボードその他の建設資材（木材が廃棄物となったものの分別の支障となるものに限る。）をあらかじめ取り外してから、木材を取り外さなければならない。この場合にお	（分別解体等に係る施工方法に関する基準） 第二条　（略） 2　前項第二号の分別解体等の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一～三　（略） 四　解体工事である場合においては、工事の工程の順序並びに当該工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法並びに当該順序が次項本文及び第四項本文に規定する順序により難い場合にあってはその理由 五～八　（略） 3　建築物に係る解体工事の工程は、次に掲げる順序に従わなければならない。ただし、建築物の構造上その他解体工事の施工の技術上これにより難い場合は、この限りでない。 一　建築設備、内装材その他の建築物の部分（屋根ふき材、外装材及び構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一条第三号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）を除く。）の取り外し 二　屋根ふき材の取り外し 三　外装材並びに構造耐力上主要な部分のうち基礎及び基礎ぐいを除いたものの取り壊し 四　基礎及び基礎ぐいの取り壊し （新設）

いては、前項ただし書の規定を準用する。

5　建築物以外のもの（以下「工作物」という。）に係る解体工事の工程は、次に掲げる順序に従わなければならない。この場合においては、第三項ただし書の規定を準用する。

一～三　（略）

6・7　（略）

4　建築物以外のもの（以下「工作物」という。）に係る解体工事の工程は、次に掲げる順序に従わなければならない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

一～三　（略）

5・6　（略）

特定建設資材に係る分別解体等に関する省令(平成14年国土交通省令第17号)

新様式

(様式第一号) (A4)

届 出 書

平成　年　月　日

知事
市区町村長　殿

フリガナ
発注者又は自主施工者の氏名（法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名）＿＿＿＿　印
（郵便番号　－　）電話番号　－　－

住所＿＿＿＿

（転居予定先）（郵便番号　－　）電話番号　－　－

住所＿＿＿＿

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1．工事の概要

①工事の名称＿＿＿＿

②工事の場所＿＿＿＿

③工事の種類及び規模

□建築物に係る解体工事　用途＿＿、階数＿＿、工事対象床面積の合計＿＿㎡

□建築物に係る新築又は増築の工事　用途＿＿、階数＿＿、工事対象床面積の合計＿＿㎡

□建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの

用途＿＿、階数＿＿、請負代金＿＿万円

□建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等　請負代金＿＿万円

4 請負・自主施工の別：□請負　□自主施工

2．元請業者（請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要）

フリガナ
①氏名（法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名）＿＿＿＿
（郵便番号　－　）電話番号　－　－

②住所＿＿＿＿

③許可番号（登録番号）

□建設業の場合

建設業許可＿＿□大臣□知事（　－　）＿＿号（＿＿工事業）

主任技術者（監理技術者）氏名＿＿＿＿

□解体工事業の場合

解体工事業登録＿＿知事＿＿号

技術管理者氏名＿＿＿＿

3．対象建設工事の元請業者から法第12条第1項の規定による説明を受けた年月日
（請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要）

平成　年　月　日

4．分別解体等の計画等

建築物に係る解体工事については別表1
建築物に係る新築工事等については別表2
建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等については別表3
により記載すること。

5．工程の概要

（工事着手予定日）平成　年　月　日
（工事完了予定日）平成　年　月　日

（できるだけ図面、表等を利用することとし、記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。）

（注意）

1　□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

2　記名押印に代えて、署名することができる。

3　届出書には、対象建設工事に係る建築物等の設計図又は現状を示す明瞭な写真を添付すること。

※受付番号＿＿＿＿

旧様式

(様式第一号) (A4)

届 出 書

平成　年　月　日

知事
市区町村長　殿

フリガナ
氏名（法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名）＿＿＿＿　印
（郵便番号　－　）電話番号　－　－

住所＿＿＿＿

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1．工事の概要

①工事の名称＿＿＿＿

②工事の場所＿＿＿＿

③工事の種類

□建築物に係る解体工事　□建築物に係る新築又は増築の工事
□建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの
□建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等

④工事の規模

建築物に係る解体工事　用途＿＿、階数＿＿、工事対象床面積＿＿㎡

建築物に係る新築又は増築の工事　用途＿＿、階数＿＿、工事対象床面積＿＿㎡

建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの

用途＿＿、階数＿＿、請負代金＿＿万円

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等　請負代金＿＿万円

⑤請負・自主施工の別：□請負　□自主施工

2．元請業者（請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要）

フリガナ
①氏名（法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名）＿＿＿＿
（郵便番号　－　）電話番号　－　－

②住所＿＿＿＿

③許可番号（登録番号）

□建設業の場合

建設業許可＿＿□大臣□知事＿＿号

主任技術者（監理技術者）氏名＿＿＿＿

□解体工事業の場合

解体工事業登録＿＿知事＿＿号

技術管理者氏名＿＿＿＿

3．対象建設工事の元請業者から法第12条第1項の規定による説明を受けた年月日
（請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要）

平成　年　月　日

4．分別解体等の計画等

建築物に係る解体工事については別表1
建築物に係る新築工事等については別表2
建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等については別表3
により記載すること。

5．工程の概要

＿＿＿＿

（できるだけ図面、表等を利用することとし、記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。）

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

※受付番号＿＿＿＿

特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成14年国土交通省令第17号）

新様式

別表1　（A4）

建築物に係る解体工事

分別解体等の計画等

建築物の構造		□木造　□鉄骨鉄筋コンクリート造　□鉄筋コンクリート造 □鉄骨造　□コンクリートブロック造　□その他（　　）	
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数＿＿＿年、棟数＿＿＿棟 その他（　　）	
	周辺状況	周辺にある施設　□住宅　□商業施設　□学校 □病院　□その他（　　） 敷地境界との最短距離　約＿＿＿m その他（　　）	
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容		建築物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容
	作業場所	作業場所　□十分　□不十分 その他（　　）	
	搬出経路	障害物　□有（　　）　□無 前面道路の幅員　約＿＿＿m 通学路　□有　□無 その他（　　）	
	残存物品	□有 （　　） □無	
	特定建設資材への付着物	□有 （　　） □無	
	その他		

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し □有　□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由（　　）
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し □有　□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由（　　）
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し □有　□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し □有　□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用
	⑤その他 （　　）	その他の取り壊し □有　□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用
工事の工程の順序		□上の工程における①→②→③→④の順序 □その他（　　） その他の場合の理由（　　）	
「内装材に木材が含まれる場合		上の工程における木材の分別に支障となる建設資材の事前の取り外し □可　□不可 不可の場合の理由（　　）	

廃棄物発生見込量			
建築物に用いられた建設資材の量の見込み		トン	
特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み	発生が見込まれる部分（注）
	□コンクリート塊	トン	□①　□②　□③　□④ □⑤
	□アスファルト・コンクリート塊	トン	□①　□②　□③　□④ □⑤
	□建設発生木材	トン	□①　□②　□③　□④ □⑤

（注）　①建築設備・内装材等　②屋根ふき材　③外装材・上部構造部分　④基礎・基礎ぐい　⑤その他

備考

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

旧様式

別表1　（A4）

建築物に係る解体工事

分別解体等の計画等

建築物の構造※	□木造　□鉄骨鉄筋コンクリート造　□鉄筋コンクリート造 □鉄骨造　□コンクリートブロック造　□その他（　　）	
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	
	周辺状況	
	作業場所の状況	
	搬出経路の状況	
	残存物品の有無	
	付着物の有無	
	その他 （　　）	
工事着手前に実施する措置の内容	作業場所の確保	
	搬出経路の確保	
	残存物品の搬出の確認	
	その他 （　　）	
工事着手の時期※	平成　年　月　日	

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し□有　□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由（　　）
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し　□有　□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由（　　）
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し □有　□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し　□有　□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用
	⑤その他 （　　）	その他の取り壊し　□有　□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用
工事の工程の順序		□上の工程における①→②→③→④の順序 □その他（　　） その他の場合の理由（　　）	

廃棄物発生見込量			
建築物に用いられた建設資材の量の見込み※		トン	
特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み	発生が見込まれる部分（注）
	□コンクリート塊	トン	□①　□②　□③　□④ □⑤
	□アスファルト・コンクリート塊	トン	□①　□②　□③　□④ □⑤
	□建設発生木材	トン	□①　□②　□③　□④ □⑤

（注）　①建築設備・内装材等　②屋根ふき材　③外装材・上部構造部分　④基礎・基礎ぐい　⑤その他

備考

※以外の事項は法第9条第2項の基準に適合するものでなければなりません。

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成14年国土交通省令第17号）

新様式

別表２　（Ａ４）

建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）

分別解体等の計画等

使用する特定建設資材の種類		□コンクリート　□コンクリート及び鉄から成る建設資材 □アスファルト・コンクリート　□木材	
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数＿＿＿年、棟数＿＿＿棟 その他（　　）	
	周辺状況	周辺にある施設　□住宅　□商業施設　□学校 □病院　□その他（　　） 敷地境界との最短距離　約＿＿＿m その他（　　）	
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容		建築物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容
	作業場所	作業場所　□十分　□不十分 その他（　　）	
	搬出経路	障害物　□有（　　）　□無 前面道路の幅員　約＿＿＿m 通学路　□有　□無 その他（　　）	
	特定建設資材への付着物（修繕・模様替工事のみ）	□有 （　　） □無	
	その他		

工程ごとの作業内容	工程	作業内容
	①造成等	造成等の工事　□有　□無
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事　□有　□無
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事　□有　□無
	④屋根	屋根の工事　□有　□無
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事　□有　□無
	⑥その他（　　）	その他の工事　□有　□無

廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み並びに特定建設資材が使用される建築物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み	使用する部分又は発生が見込まれる部分（注）
		□コンクリート塊	トン	□①　□②　□③　□④ □⑤　□⑥
		□アスファルト・コンクリート塊	トン	□①　□②　□③　□④ □⑤　□⑥
		□建設発生木材	トン	□①　□②　□③　□④ □⑤　□⑥

（注）①造成等　②基礎　③上部構造部分・外装　④屋根　⑤建築設備・内装等　⑥その他

備考

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

旧様式

別表２　（Ａ４）

建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）

分別解体等の計画等

使用する特定建設資材の種類※	□コンクリート　□コンクリート及び鉄から成る建設資材 □アスファルト・コンクリート　□木材	
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	
	周辺状況	
	作業場所の状況	
	搬出経路の状況	
	付着物の有無（修繕・模様替工事のみ）	
	その他（　　）	
工事着手前に実施する措置の内容	作業場所の確保	
	搬出経路の確保	
	その他（　　）	
工事着手の時期※	平成　年　月　日	

工程ごとの作業内容	工程	作業内容
	①造成等	造成等の工事　□有　□無
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事　□有　□無
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事　□有　□無
	④屋根	屋根の工事　□有　□無
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事　□有　□無
	⑥その他（　　）	その他の工事　□有　□無

廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み並びに特定建設資材が使用される建築物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み	発生が見込まれる部分又は使用する部分（注）
		□コンクリート塊	トン	□①　□②　□③　□④ □⑤　□⑥
		□アスファルト・コンクリート塊	トン	□①　□②　□③　□④ □⑤　□⑥
		□建設発生木材	トン	□①　□②　□③　□④ □⑤　□⑥

（注）①造成等　②基礎　③上部構造部分・外装　④屋根　⑤建築設備・内装等　⑥その他

備考

※以外の事項は法第９条第２項の基準に適合するものでなければなりません。

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成14年国土交通省令第17号）

新様式

別表３　（Ａ４）

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）

分別解体等の計画等

工作物の構造（解体工事のみ）		□鉄筋コンクリート造　□その他（　　）
工事の種類		□新築工事　□維持・修繕工事　□解体工事 □電気　□水道　□ガス　□下水道　□鉄道　□電話 □その他（　　）
使用する特定建設資材の種類（新築・維持・修繕工事のみ）		□コンクリート　□コンクリート及び鉄から成る建設資材 □アスファルト・コンクリート　□木材
工作物に関する調査の結果	工作物の状況	築年数＿＿＿年 その他（　　）
	周辺状況	周辺にある施設　□住宅　□商業施設　□学校 □病院　□その他（　　） 敷地境界との最短距離　約＿＿＿m その他（　　）

工作物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容		工作物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容
	作業場所	作業場所　□十分　□不十分 その他（　　）	
	搬出経路	障害物　□有（　　）　□無 前面道路の幅員　約＿＿＿m 通学路　□有　□無 その他（　　）	
	特定建設資材への付着物（解体・維持・修繕工事のみ）	□有 （　　） □無	
	その他		

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法（解体工事のみ）
	①仮設	仮設工事　□有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事　□有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事　□有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事　□有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事　□有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他（　　）	その他の工事　□有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

工事の工程の順序（解体工事のみ）		□上の工程における⑤→④→③の順序 □その他（　　） その他の場合の理由（　　）
工作物に用いられた建設資材の量の見込み（解体工事のみ）		トン

廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み（全工事）並びに特定建設資材が使用される工作物の部分（新築・維持・修繕工事のみ）及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分（維持・修繕・解体工事のみ）	種類	量の見込み	使用する部分又は発生が見込まれる部分（注）
		□コンクリート塊	トン	□①　□②　□③　□④ □⑤　□⑥
		□アスファルト・コンクリート塊	トン	□①　□②　□③　□④ □⑤　□⑥
		□建設発生木材	トン	□①　□②　□③　□④ □⑤　□⑥

（注）　①仮設　②土工　③基礎　④本体構造　⑤本体付属品　⑥その他

備考

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

旧様式

別表３　（Ａ４）

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）

分別解体等の計画等

工作物の構造（解体工事のみ）※		□鉄筋コンクリート造　□その他（　　）
工事の種類		□新築工事　□維持・修繕工事　□解体工事 □電気　□水道　□ガス　□下水道　□鉄道　□電話 □その他（　　）
使用する特定建設資材の種類（新築・維持・修繕工事のみ）※		□コンクリート　□コンクリート及び鉄から成る建設資材 □アスファルト・コンクリート　□木材
工作物に関する調査の結果	工作物の状況	
	周辺状況	
	作業場所の状況	
	搬出経路の状況	
	付着物の有無（解体・維持・修繕工事のみ）	
	その他（　　）	
工事着手前に実施する措置の内容	作業場所の確保	
	搬出経路の確保	
	その他（　　）	
工事着手の時期※		平成　年　月　日

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法（解体工事のみ）
	①仮設	仮設工事　□有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事　□有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事　□有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事　□有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事　□有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他（　　）	その他の工事　□有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

工事の工程の順序（解体工事のみ）		□上の工程における⑤→④→③の順序 □その他（　　） その他の場合の理由（　　）
工作物に用いられた建設資材の量の見込み（解体工事のみ）※		トン

廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み（全工事）並びに特定建設資材が使用される工作物の部分（新築・維持・修繕工事のみ）及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分（維持・修繕・解体工事のみ）	種類	量の見込み	発生が見込まれる部分又は使用する部分（注）
		□コンクリート塊	トン	□①　□②　□③　□④ □⑤　□⑥
		□アスファルト・コンクリート塊	トン	□①　□②　□③　□④ □⑤　□⑥
		□建設発生木材	トン	□①　□②　□③　□④ □⑤　□⑥

（注）　①仮設　②土工　③基礎　④本体構造　⑤本体付属品　⑥その他

備考

※以外の事項は法第９条第２項の基準に適合するものでなければなりません。

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成14年国土交通省令第17号）

新様式

（様式第二号）　（Ａ４）

変　更　届　出　書

変更箇所

知事　　平成　年　月　日
市区町村長　殿

□ 発注者又は自主施工者の氏名（法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名）＿＿＿＿＿＿＿＿印
（郵便番号　－　）電話番号　－　－

□ 住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（転居予定先）（郵便番号　－　）電話番号　－　－

□ 住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第２項の規定により、下記のとおり変更を届け出ます。

記

1．工事の概要

①工事の名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

②工事の場所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

□ ③工事の種類及び規模

□建築物に係る解体工事　用途＿＿＿、階数＿＿＿、工事対象床面積の合計＿＿＿㎡

□建築物に係る新築又は増築の工事　用途＿＿＿、階数＿＿＿、工事対象床面積の合計＿＿＿㎡

□建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの

用途＿＿＿、階数＿＿＿、請負代金＿＿＿＿＿万円

□建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等　請負代金＿＿＿＿＿万円

□ ④請負・自主施工の別：□請負　□自主施工

2．元請業者（請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要）

□ ①氏名（法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（郵便番号　－　）電話番号　－　－

□ ②住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

□ ③許可番号（登録番号）

□建設業の場合

建設業許可＿＿＿＿□大臣□知事（　－　）＿＿＿＿号　（＿＿＿＿事業）

主任技術者（監理技術者）氏名＿＿＿＿＿＿

□解体工事業の場合

解体工事業登録＿＿＿＿知事＿＿＿＿号

技術管理者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

□ 3．対象建設工事の元請業者から法第12条第１項の規定による説明を受けた年月日
（請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要）

平成　年　月　日

□ 4．分別解体等の計画等
（建築物に係る解体工事については別表１
建築物に係る新築工事等については別表２
建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等については別表３
により記載すること。）

□ 5．工程の概要

（工事着手予定日）平成　年　月　日
（工事完了予定日）平成　年　月　日

（できるだけ図面、表等を利用することとし、記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。）

（注意）
1　□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。
2　記名押印に代えて、署名することができる。
3　届出書に添付した対象建設工事に係る建築物等の設計図又は現状を示す明瞭な写真に変更がある場合には、新たな設計図又は写真を添付すること。

※受付番号＿＿＿＿＿＿＿＿

旧様式

（様式第二号）　（Ａ４）

変　更　届　出　書

変更箇所

知事　　平成　年　月　日
市区町村長　殿

□ 氏名（法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
（郵便番号　－　）電話番号　－　－

□ 住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第２項の規定により、下記のとおり変更を届け出ます。

記

1．工事の概要

①工事の名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

②工事の場所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

③工事の種類

□建築物に係る解体工事　□建築物に係る新築又は増築の工事

□建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの

□建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等

□ ④工事の規模

建築物に係る解体工事　用途＿＿＿、階数＿＿＿、工事対象床面積＿＿＿㎡

建築物に係る新築又は増築の工事　用途＿＿＿、階数＿＿＿、工事対象床面積＿＿＿㎡

建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの

用途＿＿＿、階数＿＿＿、請負代金＿＿＿＿＿万円

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等　請負代金＿＿＿＿＿万円

□ ⑤請負・自主施工の別：□請負　□自主施工

2．元請業者（請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要）

□ ①氏名（法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（郵便番号　－　）電話番号　－　－

□ ②住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

□ ③許可番号（登録番号）

□建設業の場合

建設業許可＿＿＿＿□大臣□知事＿＿＿＿号

主任技術者（監理技術者）氏名＿＿＿＿＿＿

□解体工事業の場合

解体工事業登録＿＿＿＿知事＿＿＿＿号

技術管理者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

□ 3．対象建設工事の元請業者から法第12条第１項の規定による説明を受けた年月日
（請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要）

平成　年　月　日

□ 4．分別解体等の計画等
（建築物に係る解体工事については別表１
建築物に係る新築工事等については別表２
建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等については別表３
により記載すること。）

□ 5．工程の概要

（できるだけ図面、表等を利用することとし、記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。）

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

※受付番号＿＿＿＿＿＿＿＿

特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成14年国土交通省令第17号）

新様式

別表1　（A4）

建築物に係る解体工事

分別解体等の計画等

変更箇所

建築物の構造		□木造　□鉄骨鉄筋コンクリート造　□鉄筋コンクリート造 □鉄骨造　□コンクリートブロック造　□その他（　　）	
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数＿＿＿年、棟数＿＿＿棟 その他（　　）	
	周辺状況	周辺にある施設　□住宅　□商業施設　□学校 □病院　□その他（　　） 敷地境界との最短距離　約＿＿＿m その他（　　）	
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容		建築物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容
	作業場所	作業場所　□十分　□不十分 その他（　　）	
	搬出経路	障害物　□有（　　）　□無 前面道路の幅員　約＿＿＿m 通学路　□有　□無 その他（　　）	
	残存物品	□有 （　　） □無	
	特定建設資材への付着物	□有 （　　） □無	
	その他		

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し □有　□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由（　　）
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し □有　□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由（　　）
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し □有　□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し □有　□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用
	⑤その他 （　　）	その他の取り壊し □有　□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用
工事の工程の順序		□上の工程における①→②→③→④の順序 □その他（　　） その他の場合の理由（　　）	
「内装材に木材が含まれる場合		上の工程における木材の分別に支障となる建設資材の事前の取り外し □可　□不可 不可の場合の理由（　　）	
建築物に用いられた建設資材の量の見込み		トン	

廃棄物発生見込量		種類	量の見込み	発生が見込まれる部分（注）
	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる建築物の部分	□コンクリート塊	トン	□①　□②　□③　□④ □⑤
		□アスファルト・コンクリート塊	トン	□①　□②　□③　□④ □⑤
		□建設発生木材	トン	□①　□②　□③　□④ □⑤

（注）　①建築設備・内装材等　②屋根ふき材　③外装材・上部構造部分　④基礎・基礎ぐい　⑤その他

備考

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

旧様式

別表1　（A4）

建築物に係る解体工事

分別解体等の計画等

変更箇所

建築物の構造※		□木造　□鉄骨鉄筋コンクリート造　□鉄筋コンクリート造 □鉄骨造　□コンクリートブロック造　□その他（　　）
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	
	周辺状況	
	作業場所の状況	
	搬出経路の状況	
	残存物品の有無	
	付着物の有無	
	その他 （　　）	
工事着手前に実施する措置の内容	作業場所の確保	
	搬出経路の確保	
	残存物品の搬出の確認	
	その他 （　　）	
工事着手の時期※		平成　年　月　日

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し□有　□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由（　　）
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し　□有　□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由（　　）
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し □有　□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し　□有　□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用
	⑤その他 （　　）	その他の取り壊し　□有　□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用
工事の工程の順序		□上の工程における①→②→③→④の順序 □その他（　　） その他の場合の理由（　　）	
建築物に用いられた建設資材の量の見込み※		トン	

廃棄物発生見込量		種類	量の見込み	発生が見込まれる部分（注）
	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる建築物の部分	□コンクリート塊	トン	□①　□②　□③　□④ □⑤
		□アスファルト・コンクリート塊	トン	□①　□②　□③　□④ □⑤
		□建設発生木材	トン	□①　□②　□③　□④ □⑤

（注）　①建築設備・内装材等　②屋根ふき材　③外装材・上部構造部分　④基礎・基礎ぐい　⑤その他

備考

※以外の事項は法第9条第2項の基準に適合するものでなければなりません。

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成14年国土交通省令第17号）

新様式

別表２　（Ａ４）

建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）

分別解体等の計画等

変更箇所			
□	使用する特定建設資材の種類		□コンクリート　□コンクリート及び鉄から成る建設資材 □アスファルト・コンクリート　□木材
□	建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数＿＿＿年、棟数＿＿＿棟 その他（　　）
□		周辺状況	周辺にある施設　□住宅　□商業施設　□学校 □病院　□その他（　　） 敷地境界との最短距離　約＿＿＿m その他（　　）
□	建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容		建築物に関する調査の結果 ／ 工事着手前に実施する措置の内容
□		作業場所	作業場所　□十分　□不十分 その他（　　） ／
□		搬出経路	障害物　□有（　　）　□無 前面道路の幅員　約＿＿＿m 通学路　□有　□無 その他（　　） ／
□		特定建設資材への付着物（修繕・模様替工事のみ）	□有 （　　） □無 ／
□		その他	／

変更箇所	工程ごとの作業内容	工程	作業内容
□		①造成等	造成等の工事　□有　□無
□		②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事　□有　□無
□		③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事　□有　□無
□		④屋根	屋根の工事　□有　□無
□		⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事　□有　□無
□		⑥その他（　　）	その他の工事　□有　□無

変更箇所	廃棄物発生見込量	種類	量の見込み	使用する部分又は発生が見込まれる部分（注）
□	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み並びに特定建設資材が使用される建築物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる建築物の部分	□コンクリート塊	トン	□①　□②　□③　□④ □⑤　□⑥
□		□アスファルト・コンクリート塊	トン	□①　□②　□③　□④ □⑤　□⑥
□		□建設発生木材	トン	□①　□②　□③　□④ □⑤　□⑥

（注）①造成等　②基礎　③上部構造部分・外装　④屋根　⑤建築設備・内装等　⑥その他

変更箇所	備考
□	

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

旧様式

別表２　（Ａ４）

建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）

分別解体等の計画等

変更箇所			
□	使用する特定建設資材の種類※		□コンクリート　□コンクリート及び鉄から成る建設資材 □アスファルト・コンクリート　□木材
□	建築物に関する調査の結果	建築物の状況	
□		周辺状況	
□		作業場所の状況	
□		搬出経路の状況	
□		付着物の有無（修繕・模様替工事のみ）	
□		その他（　　）	
□	工事着手前に実施する措置の内容	作業場所の確保	
□		搬出経路の確保	
□		その他（　　）	
□	工事着手の時期※		平成　年　月　日

変更箇所	工程ごとの作業内容	工程	作業内容
□		①造成等	造成等の工事　□有　□無
□		②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事　□有　□無
□		③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事　□有　□無
□		④屋根	屋根の工事　□有　□無
□		⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事　□有　□無
□		⑥その他（　　）	その他の工事　□有　□無

変更箇所	廃棄物発生見込量	種類	量の見込み	発生が見込まれる部分又は使用する部分（注）
□	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み並びに特定建設資材が使用される建築物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる建築物の部分	□コンクリート塊	トン	□①　□②　□③　□④ □⑤　□⑥
□		□アスファルト・コンクリート塊	トン	□①　□②　□③　□④ □⑤　□⑥
□		□建設発生木材	トン	□①　□②　□③　□④ □⑤　□⑥

（注）①造成等　②基礎　③上部構造部分・外装　④屋根　⑤建築設備・内装等　⑥その他

変更箇所	備考
□	

※以外の事項は法第９条第２項の基準に適合するものでなければなりません。

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成14年国土交通省令第17号）

新様式

別表3　（A4）

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）

分別解体等の計画等

変更箇所			
□	工作物の構造（解体工事のみ）		□鉄筋コンクリート造　□その他（　　）
□	工事の種類		□新築工事　□維持・修繕工事　□解体工事 □電気　□水道　□ガス　□下水道　□鉄道　□電話 □その他（　　）
□	使用する特定建設資材の種類（新築・維持・修繕工事のみ）		□コンクリート　□コンクリート及び鉄から成る建設資材 □アスファルト・コンクリート　□木材
□	工作物に関する調査の結果	工作物の状況	築年数＿＿＿年 その他（　　）
□		周辺状況	周辺にある施設　□住宅　□商業施設　□学校 □病院　□その他（　　） 敷地境界との最短距離　約＿＿＿m その他（　　）
□	工作物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	作業場所	作業場所　□十分　□不十分 その他（　　）
□		搬出経路	障害物　□有（　　）　□無 前面道路の幅員　約＿＿＿m 通学路　□有　□無 その他（　　）
□		特定建設資材への付着物（解体・維持・修繕工事のみ）	□有 （　　） □無
□		その他	

工作物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容

変更箇所	工程ごとの作業内容及び解体方法 工程	作業内容	分別解体等の方法（解体工事のみ）
□	①仮設	仮設工事　□有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
□	②土工	土工事　□有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
□	③基礎	基礎工事　□有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
□	④本体構造	本体構造の工事　□有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
□	⑤本体付属品	本体付属品の工事　□有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
□	⑥その他（　　）	その他の工事　□有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
□	工事の工程の順序（解体工事のみ）	□上の工程における⑤→④→③の順序 □その他（　　） その他の場合の理由（　　）	
□	工作物に用いられた建設資材の量の見込み（解体工事のみ）	トン	

変更箇所	廃棄物発生見込量 特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み（全工事）並びに特定建設資材が使用される工作物の部分（新築・維持・修繕工事のみ）及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分（維持・修繕・解体工事のみ） 種類	量の見込み	使用する部分又は発生が見込まれる部分（注）
□	□コンクリート塊	トン	□① □② □③ □④ □⑤ □⑥
□	□アスファルト・コンクリート塊	トン	□① □② □③ □④ □⑤ □⑥
□	□建設発生木材	トン	□① □② □③ □④ □⑤ □⑥
□	備考		

（注）①仮設　②土工　③基礎　④本体構造　⑤本体付属品　⑥その他

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

旧様式

別表3　（A4）

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）

分別解体等の計画等

変更箇所			
□	工作物の構造（解体工事のみ）※		□鉄筋コンクリート造　□その他（　　）
□	工事の種類		□新築工事　□維持・修繕工事　□解体工事 □電気　□水道　□ガス　□下水道　□鉄道　□電話 □その他（　　）
□	使用する特定建設資材の種類（新築・維持・修繕工事のみ）※		□コンクリート　□コンクリート及び鉄から成る建設資材 □アスファルト・コンクリート　□木材
□	工作物に関する調査の結果	工作物の状況	
□		周辺状況	
□		作業場所の状況	
□		搬出経路の状況	
□		付着物の有無（解体・維持・修繕工事のみ）	
□		その他（　　）	
□	工事着手前に実施する措置の内容	作業場所の確保	
□		搬出経路の確保	
□		その他（　　）	
□	工事着手の時期※	平成　年　月　日	

変更箇所	工程ごとの作業内容及び解体方法 工程	作業内容	分別解体等の方法（解体工事のみ）
□	①仮設	仮設工事　□有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
□	②土工	土工事　□有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
□	③基礎	基礎工事　□有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
□	④本体構造	本体構造の工事　□有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
□	⑤本体付属品	本体付属品の工事　□有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
□	⑥その他（　　）	その他の工事　□有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
□	工事の工程の順序（解体工事のみ）	□上の工程における⑤→④→③の順序 □その他（　　） その他の場合の理由（　　）	
□	工作物に用いられた建設資材の量の見込み（解体工事のみ）※	トン	

変更箇所	廃棄物発生見込量 特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み（全工事）並びに特定建設資材が使用される工作物の部分（新築・維持・修繕工事のみ）及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分（維持・修繕・解体工事のみ） 種類	量の見込み	発生が見込まれる部分又は使用する部分（注）
□	□コンクリート塊	トン	□① □② □③ □④ □⑤ □⑥
□	□アスファルト・コンクリート塊	トン	□① □② □③ □④ □⑤ □⑥
□	□建設発生木材	トン	□① □② □③ □④ □⑤ □⑥
□	備考		

（注）①仮設　②土工　③基礎　④本体構造　⑤本体付属品　⑥その他

※以外の事項は法第9条第2項の基準に適合するものでなければなりません。

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。